

さいたま新都心再生水事業連絡会議 設置要綱

(目的)

第1条 さいたま新都心地域に配水する再生水の安定供給を図るため、埼玉県、さいたま市及びさいたま新都心再生水事業に関係する者が、必要な情報の交換や調整を行うことを目的とする「さいたま新都心再生水事業連絡会議（以下「会議」という）」を設置する。

(情報の交換及び調整事項)

第2条 会議では、以下の事項について、情報の交換及び調整をする。

- (1) 修繕や保守による運転管理に係る事項
- (2) 組織改正等による連絡体制変更に係る事項
- (3) その他事業運営に影響のある事項

(会議の構成)

第3条 会議の構成員は、以下のとおりとする。

- (1) 埼玉県下水道事業課
- (2) 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所
- (3) さいたま市下水道維持管理課
- (4) (公財) 埼玉県下水道公社
- (5) さいたま市下水処理センター包括的民間委託業者
- (6) 他会議において必要と認める者

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局は、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所に置く。

附則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。